

高崎市浄化槽設置事業費補助金交付申請要領

1 補助対象について

(1) 補助対象地域

下水道事業計画区域及び農業集落排水施設の供用開始区域を除く地域

※対象地域については、浄化槽設置場所の管内担当へお問い合わせください。

(本庁管内：一般廃棄物対策課 支所管内：各支所市民福祉課)

(2) 補助対象浄化槽

専用住宅(店舗併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上)に設置される10人槽以下の浄化槽(環境配慮型浄化槽)

(3) 補助対象の除外

- ① 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- ② 補助事業実施期間内に浄化槽工事を完了できない者
- ③ 販売を目的とした専用住宅に浄化槽を設置する者
- ④ 住宅を継続的に使用すると認められない者
- ⑤ 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑥ 市(区町村)税に滞納のある者
- ⑦ 公共事業に係る浄化槽等の補償を受けている者

※ 新築の専用住宅に浄化槽を設置する場合も対象外となります。

2 交付申請書及び実績報告書の提出期限

- ・ 交付申請書の提出期限： 令和7年12月19日(金)まで

※ 申請受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

- ・ 実績報告書の提出期限： 浄化槽工事完了後1か月以内又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日まで

3 補助金額について

対象経費（税抜き価格）が限度額を下回る場合は、対象経費（千円未満切り捨て）が補助金額になります。

対象経費とは、当該浄化槽の設置に要する費用と当該既設の単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去処分に要する費用との合計額に相当する額をいいます。

新設扱い転換

単独処理浄化槽又はくみ取り槽を使用している住宅の建替及び建築確認申請を要する増改築に伴い浄化槽を設置する場合（単独処理浄化槽又はくみ取り槽は原則として撤去）

人槽区分	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所が 所管する区域以外の区域に係る限度額	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所が 所管する区域に係る限度額
5人槽	150,000円	160,000円
7人槽	190,000円	210,000円
10人槽	250,000円	280,000円

※ 令和5年度末で群馬県浄化槽エコ補助金制度は廃止となりました。

転換

単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽に切り替える場合（単独処理浄化槽又はくみ取り槽は原則として撤去）

人槽区分	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所が 所管する区域以外の区域に係る限度額	倉渕支所、箕郷支所及び榛名支所が 所管する区域に係る限度額
5人槽	330,000円	350,000円
7人槽	410,000円	440,000円
10人槽	540,000円	580,000円

※ 転換の場合、宅内配管工事に係る費用に対し**300,000円**まで補助します。

宅内配管工事とは、浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水が浄化槽まで流れる管）、マスの設置と住居に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいいます。

4 交付申請について

交付申請書は、必ず浄化槽工事着手2週間前までに提出してください。また、補助金交付決定通知書（様式第2号）を受けてから工事に着手してください。

※ それ以前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。

交付申請に必要な書類（提出部数1部）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 環境保全に関する誓約書の写し
- ③ 浄化槽認定シート
- ④ 浄化槽カタログ（コピー可。浄化槽の総容量及びブロワーの消費電力が分かる部分を含む）
- ⑤ 浄化槽工事業者の瑕疵担保に関する誓約書
- ⑥ 設置場所の案内図（縮尺 1/2,500～1/2,000 程度のもの）
- ⑦ 建物平面図及び配置図（既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の場所も記入すること）
- ⑧ 見積書の写し（浄化槽設置工事、宅内配管工事、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去工事に関するもの）
- ⑨ 登録証の写し（全国浄化槽推進市町村協議会）
- ⑩ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑪ 小型合併処理浄化槽機能保守制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑫ 当該現場を担当する浄化槽設備士免状の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士有資格者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写しも必要）
- ⑬ 公共事業に係る浄化槽補償に関する誓約書
- ⑭ 市（区町村）税に滞納のないことの証明書（申請時住所の市区町村で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑮ 債権者登録依頼書
- ⑯ 浄化槽施工方法確認届出書
- ⑰ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋没状況や撤去等が分かる写真や資料
- ⑱ 委任状（申請を業者に代行させる場合）
- ⑲ 工事業者等変更報告書（浄化槽仕様書の内容に変更があった場合）
- ⑳ その他市長が必要と認める書類

※ 新設扱い転換の場合は①～⑳の書類の他、㉑～㉒の書類を提出してください。

㉑ 建築確認通知書の写し（確認済証、確認申請書〈第1面～第5面〉）

㉒ 浄化槽仕様書の写し（倉渕支所管内は浄化槽設置届出書の写し）

※ 転換の場合は①～⑳の書類の他、㉓の書類を提出してください。

㉓ 浄化槽設置届出書の写し

※ 浄化槽用プレキャストコンクリート（以下、「PC板」という。）を使用する場合は、新設・転換ともに「セメント試験成績表」「骨材試験成績表」「鋼材検査証明書」「製品配筋図」「試験荷重計算書」を提出してください。

※ 2人以上の共有名義の住宅等における申請の場合は、他の所有者の承諾を得たうえで申請を行ってください。なお、申請者については承諾書により交付申請者を1人としてください。

5 中間検査について

中間検査は、基礎コンクリート打設前の配筋時又はP C板据付後、浄化槽設置前に実施します。
中間検査を受検しなかった場合、補助金を交付できません。
検査の予約については、余裕をもって浄化槽設置場所の管内担当へご予約ください。

【確認事項】

- ① 基礎コンクリート打設前の配筋状況
(P C板の場合は、据付後スケール等で寸法が分かる状況)
- ② 浄化槽本体
- ③ 浄化槽設置場所
- ④ 浄化槽設備士が立ち会っていて、浄化槽設備士証を携帯しているか

6 実績報告について

実績報告に必要な書類（提出部数 1 部）

- ① 実績報告書（様式第 5 号）
- ② 浄化槽保守点検・清掃委託契約書の写し（契約書に浄化槽法定検査（11条）手数料が記載されているもの）
- ③ 浄化槽法定検査（7条）申込書の写し
- ④ チェックリスト（工事施工監理確認書） ※任意の書式
- ⑤ 浄化槽工事と宅内配管工事の請求書もしくは領収書の写し（それぞれの内訳が分かるもの）
- ⑥ 請求書（高崎市長宛て）
- ⑦ 浄化槽使用廃止届出書の写し（くみ取り槽の場合は不要）
- ⑧ 浄化槽設置工事の工程写真（別紙「浄化槽工事写真の撮り方」を参照）
- ⑨ 浄化槽設置に係る工事写真

単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分する場合

- ア 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
- イ 撤去後の掘削状況
- ウ 撤去物を積載した運搬車輛（運搬車輛のナンバー、産業廃棄物収集運搬業者の会社名称・許可番号が写っているもの）

単独処理浄化槽又はくみ取り槽を雨水貯留槽として再利用する場合

- ア 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
- イ 雨水貯留槽等への改造を確認できるもの

単独処理浄化槽又はくみ取り槽をやむを得ない理由により撤去できない場合

※槽内の清掃後、撤去できる部分はできる限り撤去してください。

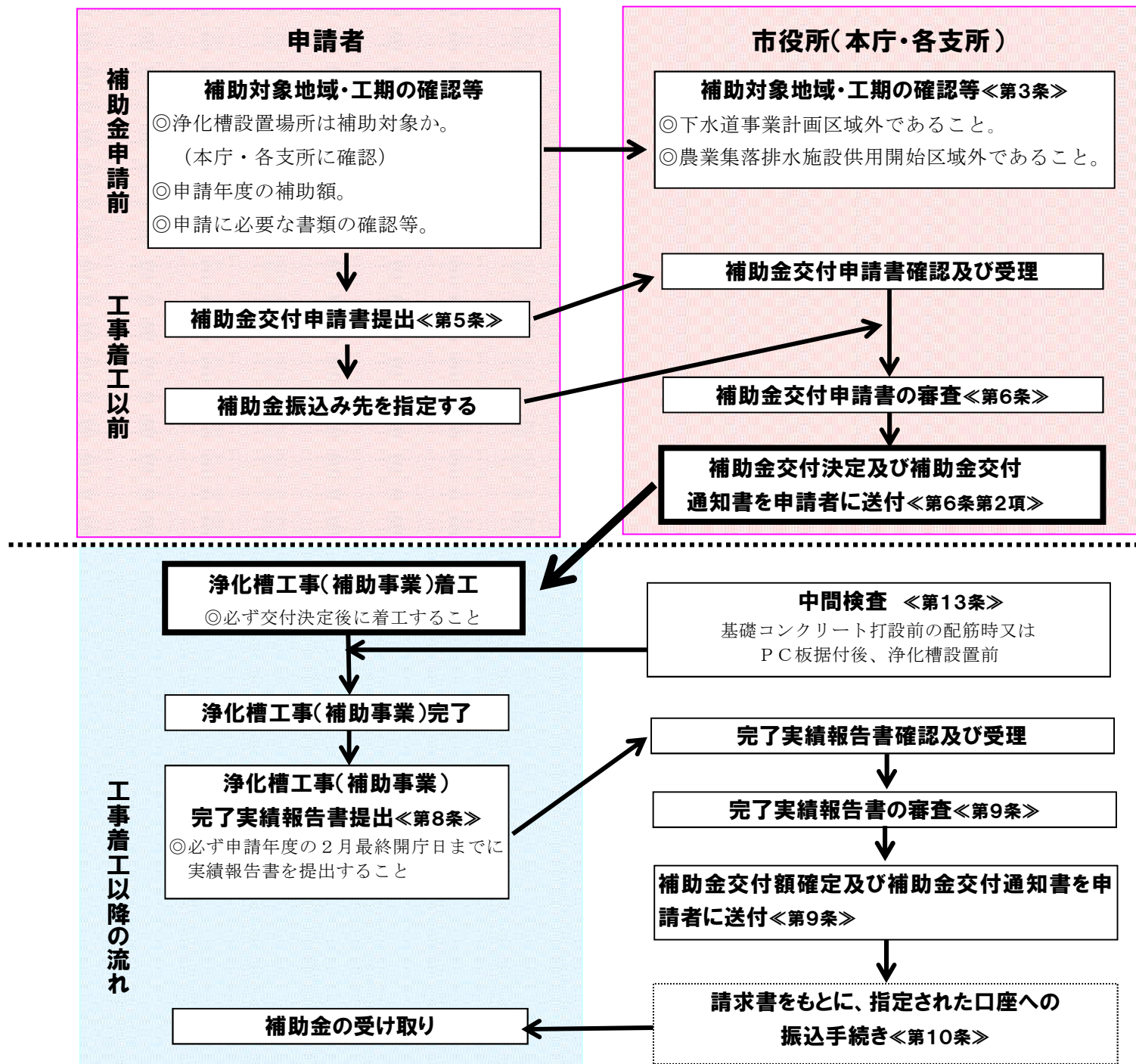
- ア 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況
- イ 撤去できない状況がわかるもの
- ウ 清掃料金の領収書の写し

- ⑩ その他市長が必要と認める書類

- ※ P C板を使用した場合は、製造番号等が確認できる写真又は出荷証明書、納品書等を提出してください。
- ※ 浄化槽工事写真の撮り忘れ等にご注意ください。書類や工事写真等の不足（撮り忘れや明確に写っていない）があった場合、補助金を交付できない場合があります。
- ※ 市から不足書類や訂正を求められた場合は、速やかに対応してください。遅れた場合は、補助金を交付できない場合があります。

高崎市浄化槽設置事業費補助金交付申請の流れ

《根拠法令：高崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱》



【お問い合わせ先】浄化槽を設置する場所の管内担当へお願いします

本 庁	一般廃棄物対策課	TEL 027-321-1253 (直通)
倉渕支所	市 民 福 祉 課	TEL 027-378-4524 (直通)
箕郷支所	市 民 福 祉 課	TEL 027-371-9053 (直通)
群馬支所	市 民 福 祉 課	TEL 027-373-1312 (直通)
新町支所	市 民 福 祉 課	TEL 0274-42-3102 (直通)
榛名支所	市 民 福 祉 課	TEL 027-374-5114 (直通)
吉井支所	市 民 福 祉 課	TEL 027-387-3132 (直通)

浄化槽工事写真の撮り方

- ※ 以下の説明は写真撮影例であり、提出する写真は工程がわかるように複数枚の撮影をしてください。
- ※ 測定値や作業内容を黒板等に記入し、撮影をしてください。
- ※ スケール等の目盛りがはっきり読み取れるよう撮影をしてください。

(1) 浄化槽設備士が標識板を掲げ、設置予定場所を撮影する。

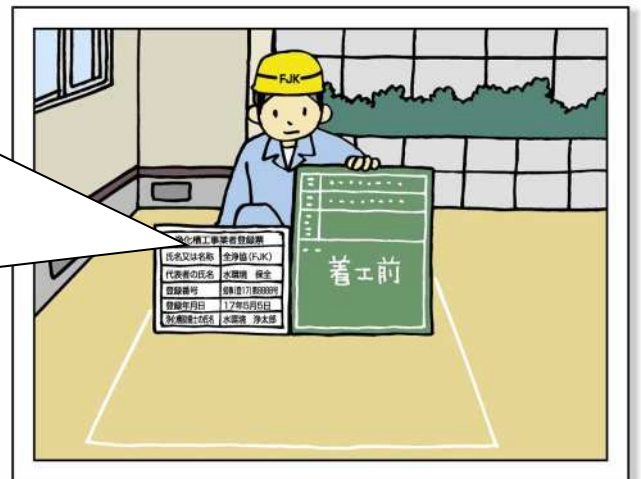
- ・ 標識は明確に撮影すること。
 - ・ 背景に工事を行う場所の周辺状況（地面、家屋等）が写っていること。
 - ・ 浄化槽設備士が正面を向いていること。
- （当該現場を担当する浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真）

浄化槽工事業者登録票
又は浄化槽工事業者届出済票

40cm以上

浄化槽工事業者登録票		↑ 35 cm 以上 ↓
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	知事(登)第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		
【法第30条】別記様式第8号(第9条)		
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	知事(登)第 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		
【法第33条第2項】別記様式第9号(第9条)		

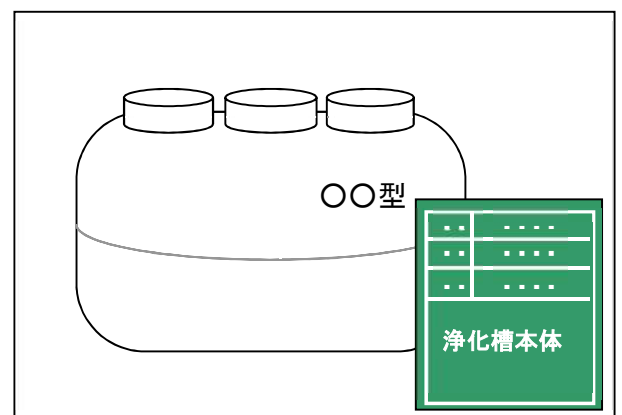
工事用黒板



※工事用黒板はそれぞれの工種ごとに撮影する。

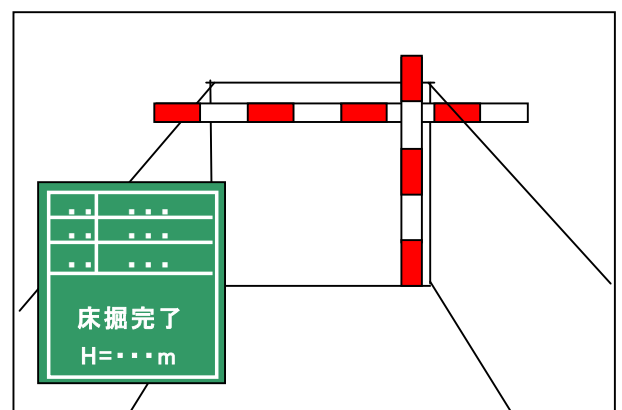
(2) 浄化槽本体を撮影する。

- ・ 浄化槽の型式がわかるように撮影すること。



(3) 床掘工の状況を撮影する。

- ・ スケール等で掘削深を測定し高さが確認できること。



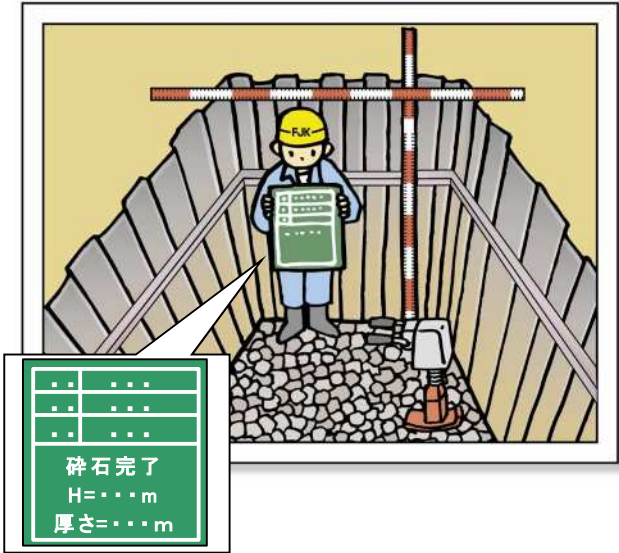
(4) 基礎碎石の状況を撮影する。

- ・ スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・ 基礎碎石等の仕上がり厚さが確認できること。
- ・ 適切な転圧が確認できること。

基礎等の厚さ(10 人槽以下)

碎石		100mm 以上
捨てコンクリート		50mm 以上
鉄筋	配筋	D10@200mm
コンクリート	コンクリート厚	100mm 以上

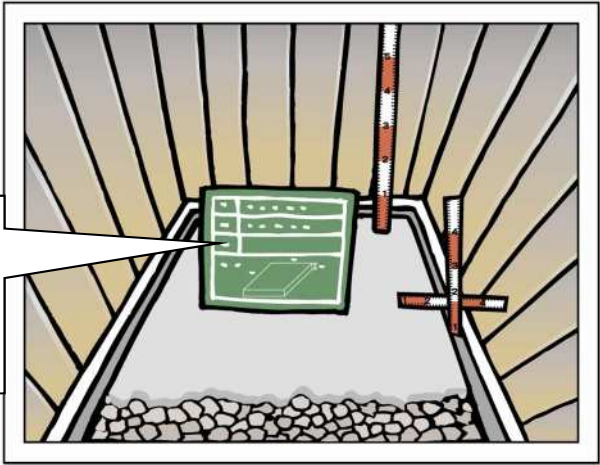
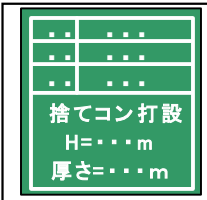
※基礎等の厚さは浄化槽メーカーの施工要領書に準ずる



(5) 捨てコンクリートの打設状況を撮影する。

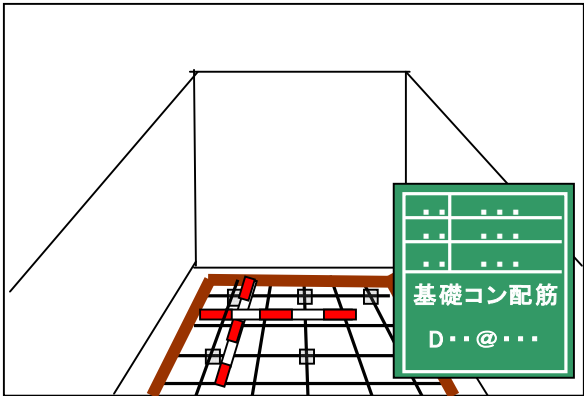
- ・ スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・ 捨てコンクリートの仕上がり厚さが確認できること。

※P C板を使用する場合は、捨てコンクリートの打設が不要な場合あり。(製品の仕様による)



(6) 基礎コンクリート打設前の配筋状況を撮影する。

- ・ 型枠の高さがスケール等で確認できること。
- ・ 鉄筋の間隔がスケール等で確認できること。
- ・ スペーサーの設置が確認できること。

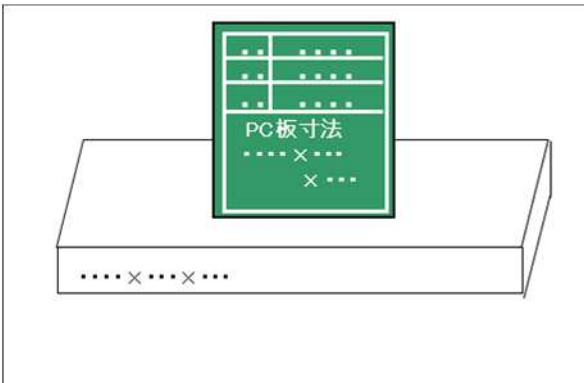


P C板の場合

※基礎コンクリート打設不要。

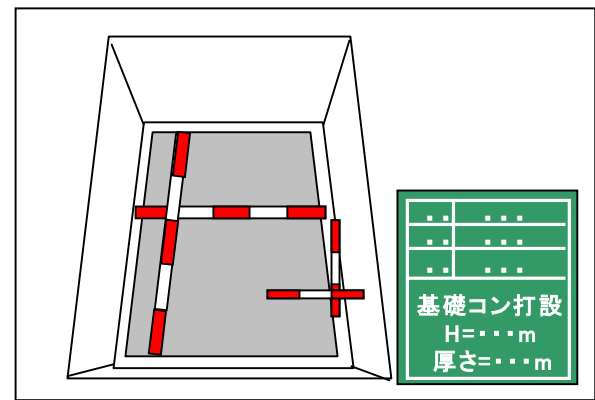
P C板側面に記載されている寸法がわかる写真を撮影する。

※印字されていない場合は、スケール等で確認できること。



(7) 基礎コンクリートの打設状況を撮影する。

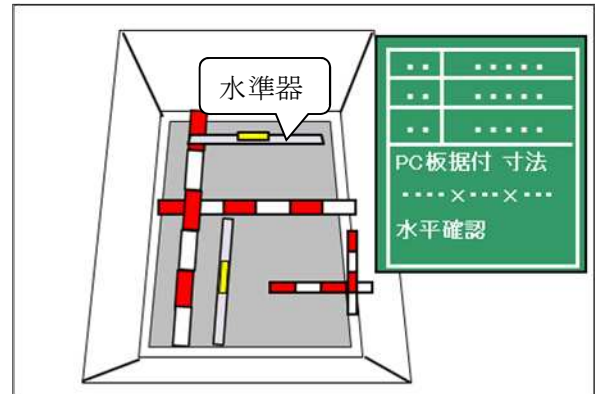
- ・スケール等で仕上がり面までの高さが確認できること。
- ・基礎コンクリートの仕上がり長さ、幅、厚さが確認できること。



PC板の場合

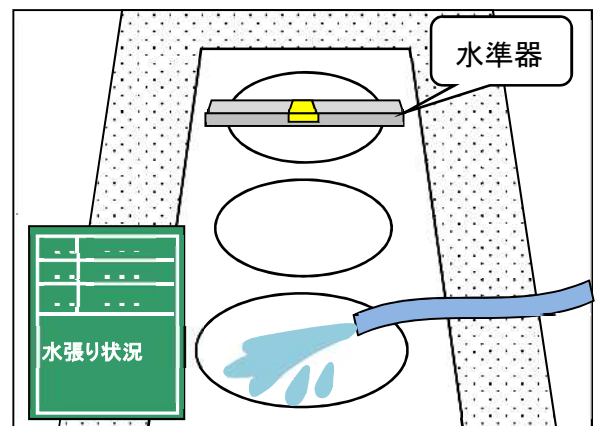
PC板据付状況を撮影する。

- ・スケール等で長さ、幅、厚さが確認できること。
- ・水平であることが確認できること。



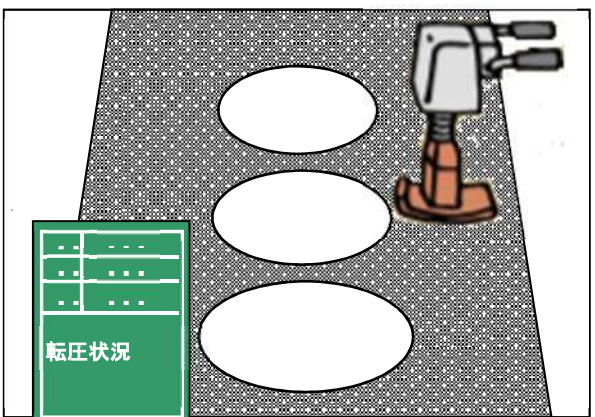
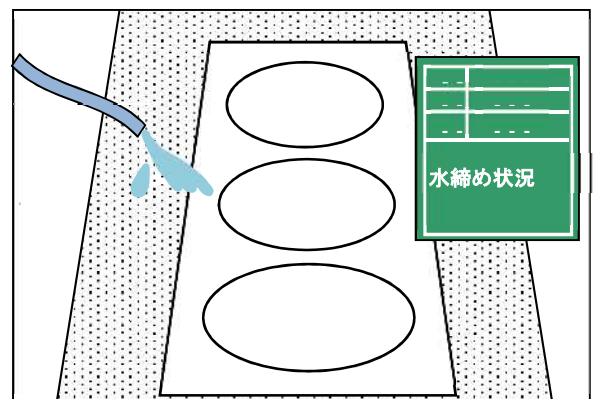
(8) 浄化槽の据付・水張り状況を撮影する。

- ・据付時の水張り状況が確認できること。
- ・水平を確認しながらの作業が確認できること。
- ・黒板等で作業の様子が隠れないようにすること。



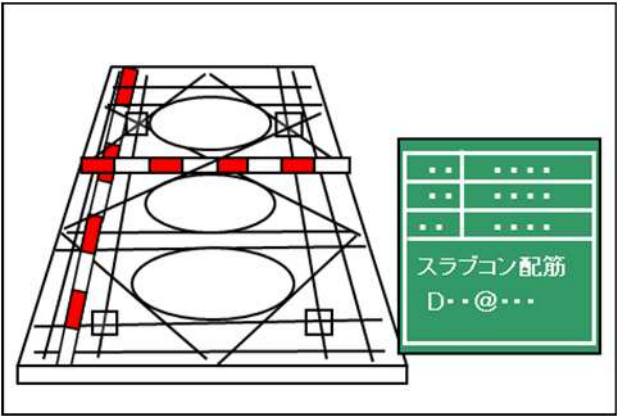
(9) 浄化槽の埋戻し状況を撮影する。

- ・埋戻し作業は、良質土で水締め、適切な転圧が確認できること（人力での転圧でも可）。



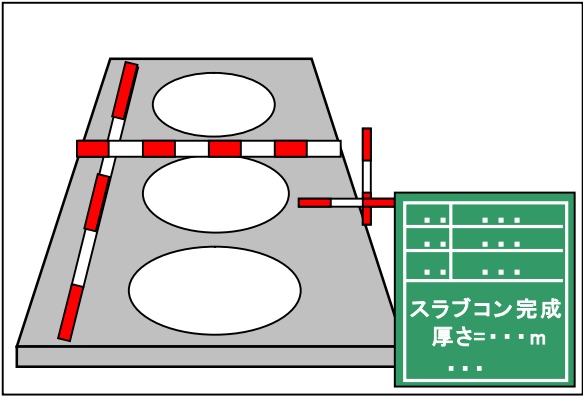
(10) 上部スラブコンクリートの配筋状況を撮影する。

- ・鉄筋の間隔がスケール等で確認できること。
- ・スペーサーの設置が確認できること。



(11) 上部スラブコンクリートの完成状況を撮影する。

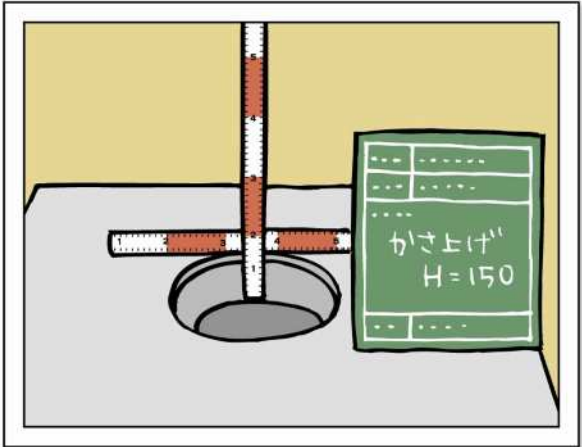
- ・スラブコンクリートの仕上がり長さ、幅、厚さが確認できること。



(12) マンホール蓋の嵩上げ状況を撮影する。

(嵩上げが必要な場合のみ)

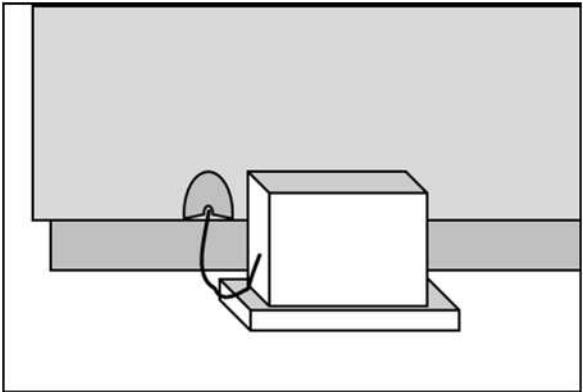
- ・スケール等で嵩上げ高さが確認できること。
- (嵩上げ高さは 300mm 以内であること)



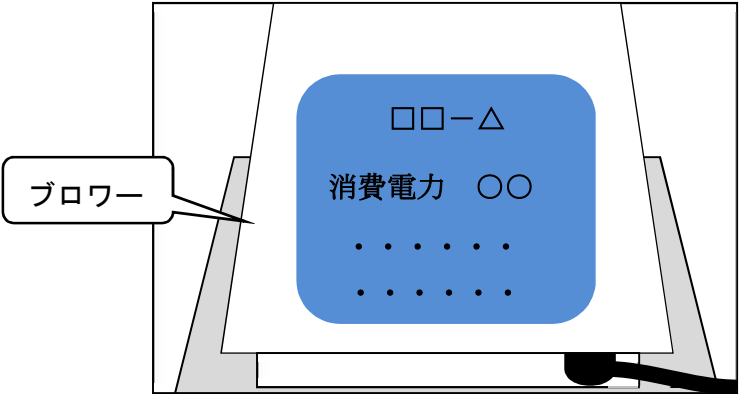
(13) ブローアの設置状況を撮影する。

(ブローアの消費電力がわかる部分の拡大写真を含む。)

- ・ブローアの設置が確認できること。
- ・消費電力が表示されている部分が確認できること。



消費電力基準（下表の基準以下）			単位 W
人槽区分	通常型	BOD 10mg/L 以下	りん除去型
5 人槽	39	53	83
7 人槽	55	75	90
10 人槽	75	102	157



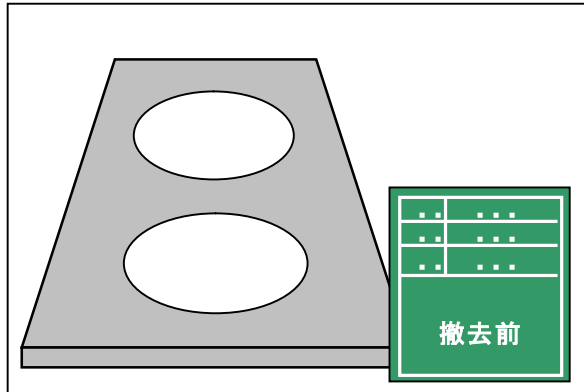
※既存設備の撤去については次に示す写真を添付してください。

(1) 浄化槽使用廃止届出書の写し（くみ取り槽の場合は不要）

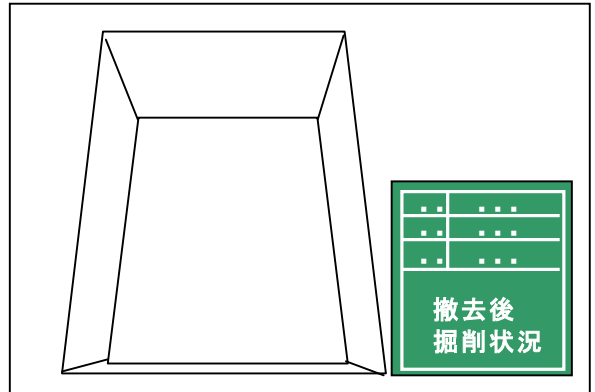
(2) 工事写真

○単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去処分する場合

①既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況

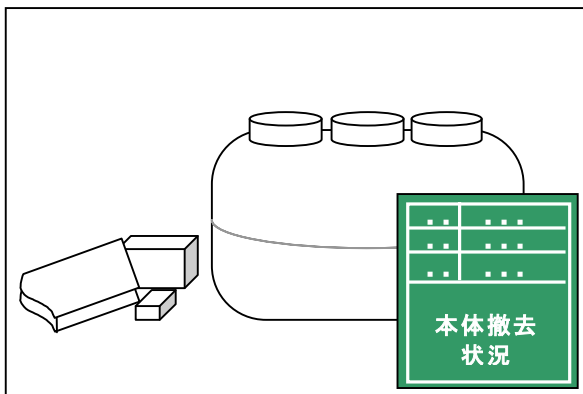


②撤去後の掘削状況



③撤去物が確認できる写真

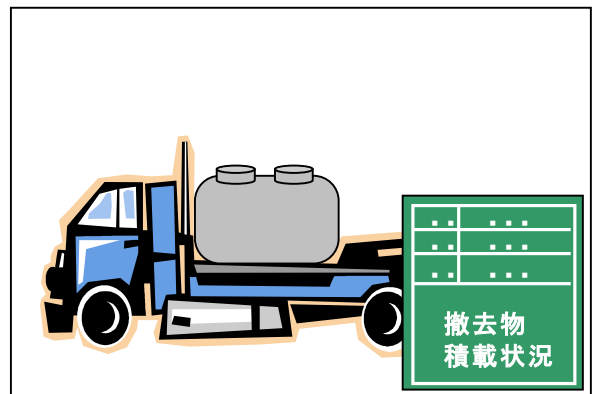
撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の
コンクリート殻が確認できるように撮影すること。



④撤去物を積載した運搬車両

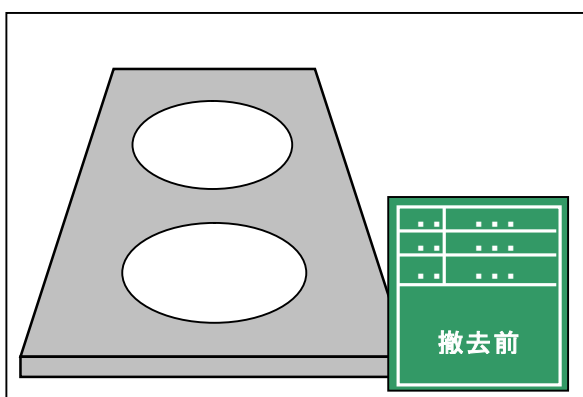
下記のものの確認できるように撮影すること。

- ・ 運搬車両のナンバー
- ・ 産業廃棄物収集運搬業者の会社名称・許可番号



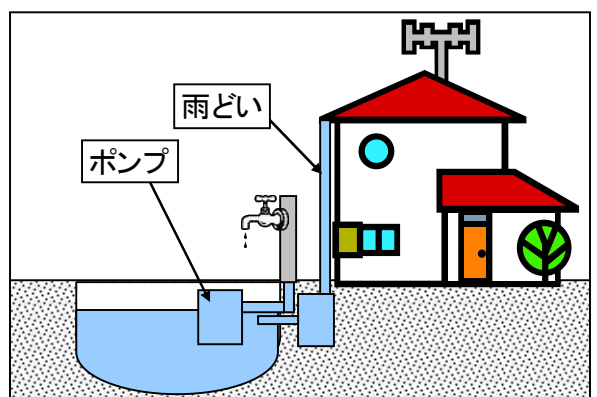
○単独処理浄化槽又はくみ取り槽を雨水貯留槽として再利用

①既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況



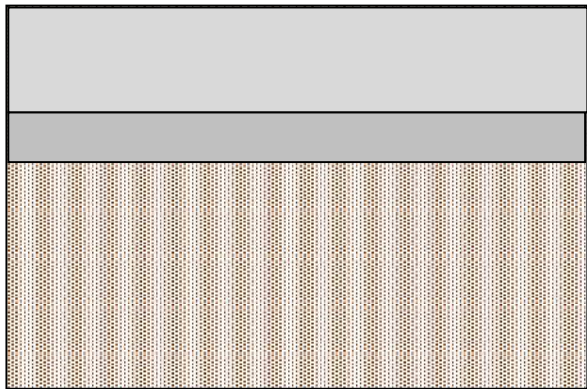
②雨水貯留槽等への改造を確認できるもの

配管等、工事の工程が分かるように撮影すること。

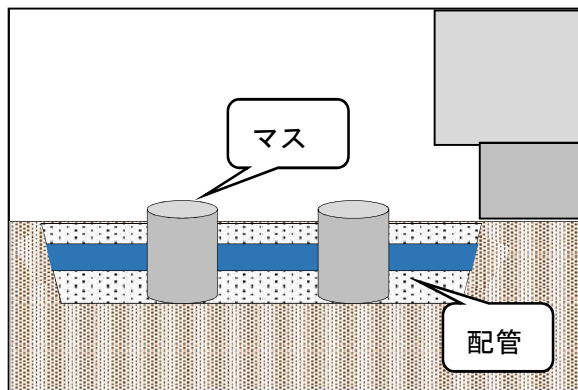


※宅内配管補助を受ける場合は次の写真を添付してください。

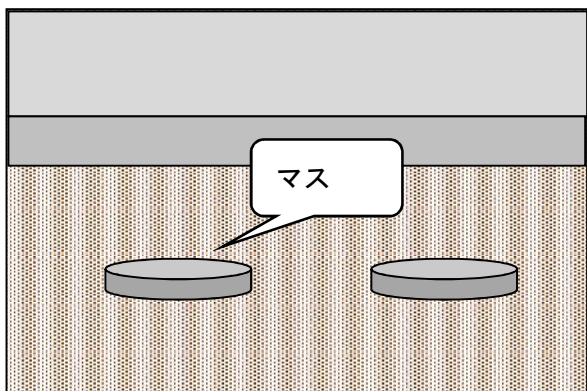
①宅内に接続する配管工事をする前の写真



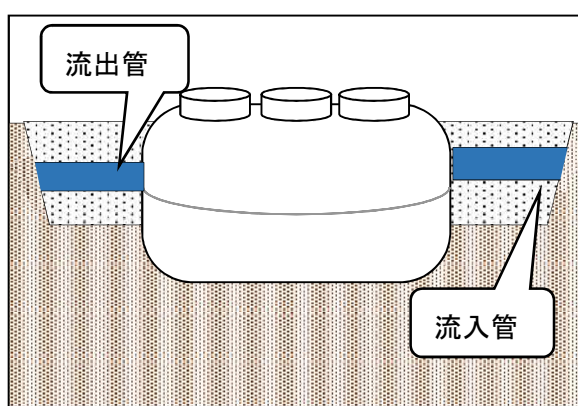
②宅内に接続する部分のマスと配管の設置写真



③埋設後のマスの写真



④浄化槽本体への流入管と流出管の接続状況写真



⑤放流先への配管接続状況の分かる写真

